日本労釣協第４回総会報告と活動方針

１．報告

初めに　　畑野幹事長

１９７０年代の後半、都市部を中心として全国に水質汚染が蔓延しました。身近な釣場は、魚が浮き悪臭を放ち、死の水域となり、「身近な釣場を守れ！」と労釣運動が日本中に遼原の火のように広がりました。東京労釣連は１０００名を越え、京都・奈良・三河・浜松・ヒロシマ・呉・岡山さらには筑豊など活発な活動が始まりました。大阪労釣連が誕生し、神奈川の会員数は２４０名に及んで連合会結成するに至りました。

※水を汚しているのは高度成長にしのぎを削る大企業、“敵”が見え、自分の利害が明らかな時、大きな運動が広がる。革新自治体が増える民主勢力の“上り坂”が、つり運動の後押しになった。

それから４０年余り、水質は改善され、大都市横浜の中央を流れる大岡川は「山女の生息可能な水質」となり、横浜駅の真下を流れる帷子川には、鮎が大量に遡上しテナガエビや鯊釣りが出来るまでになりました。

※1970 年代公害国会における環境法・水質汚濁禁止法の制定

しかし、水辺に降りて、水と親しむことが難しく、いくつかの労釣会の実践にもかかわらず鯊釣やフナ釣り、ヤマベ釣りなどの小物釣りの伝統が廃れることになりました。

※奈良労釣会「親子ハゼ釣り教室」・相模つりの会「市民釣り教室」の実践。

横浜では、一時、パチンコ店よろしく「つり掘営業」が盛んにはなりましたが、これも消えて、今では高速船による遊漁船が流行りになっています。都会で釣りをするということは、数千円を支払って釣船に乗るか、自家用車を駆って１００キロ以上走行し遠隔釣り場に向かうしかありません。

つまり、日本の伝統であった「何処でも誰でもが、自由にタダで釣りが出来る」は消え、乗船料金に大枚を支払い、遊漁料金、高級な釣具、乗用車を手に入れなくてはならない“資本主義釣り環境”が都市を中心に整備されてしまいました。

高齢化と言われて久しいのですが、今は高齢・長寿社会です。少子化と身近なつり環境の喪失が、釣り人口を減らすと同時に、釣り文化を引継ぐ者を減らし、釣の会運営に新たな課題が生まれていますが、青年に比べて老年はそこそこのお金もあり十分な時間があり、行動力も残しています。ただ、過去しか見ず、過去しか語らない、ともすると陥りやすい老年の欠点を自覚しなくてはならないでしょう。かつての豊かな自然の中での日本の釣り風景を伝え、身近な釣り場が壊され失われたことを語り、未来はどのようなものでなくてはならないのかを考え合う人生の尊敬すべき先輩でありたいと思います。このような日本の釣りと自分自身に関わる現状認識が第一です。

※古市憲寿「絶望の国の幸福な若者たち」講談社

※65 歳以上の高齢者人口比２４．１パーセントに。

※「７５歳の人の体温上昇幅は、６５歳に比べて最大約二倍になった」・「熱中症で亡くなる人の８割は６５歳以上の高齢者で、７５歳以上は数が最も多い年齢層（中略）体内深部にある温度センサーが温度の

変化を十分感知できず、体温が一定以上に上がるまで汗をかく等の体温調節機能が働かないことが分かった」・「体に占める水分の割合は成人６０％程度に対し、７５歳以上は５０％まで低下する」（名古屋工業大大学院）

つぎは、時代の閉塞感です。我々も二年ごとに集まり、内輪話をするのでは、「タモリと安倍首相との雑談」（「笑っていいとも！」番組終了シリーズ）になりそうです。内輪＝ドメスティックが流行り、マスコミも景気も我々庶民も。戦後高度成長６０年は終焉し、労釣運動４０年の我々もまたドメステックに、自分のことしか考えなくなってはいないでしょうか。

※室謙二「『参加する心』が不安と否認を開く・タモリの言葉・安倍首相の言葉・天皇皇后の言葉」（「世界」８月号）

これにつけ込んで、憲法九条解釈改憲など一連の反動化が進められようとしています。こうした我々の状況についての共通認識が第二です。

※「テレビで機密保護法や集団的自衛権などのニュースを見ていると気持ちが悪くなるので切ってしまったりして。その後で、待てよこういう市民の政治意識の衰えはこの国を昔の姿に引き戻そうとしている権力者たちには都合がいいのだろうな、等と思い悩む暑い夏です」映画監督山田洋二　（２０１４．８．２４しんぶん赤旗「黙っていられない」インタビュー）

第三には、日本の伝統の釣り文化を継承を阻害しているものについてです。水質は改善されましたが、釣場がない。都会にも魚は戻って来ているのですから、水に親しめる河川や海辺の造り変えがありません。極度の“安全対策”のための高い柵と洪水対策と称し高い護岸に塞がれています。一旦自然から離れてしまった民族を、再び水辺に戻すためには、正しい自然教育が求められます。

※なぜ日本なのか？　グローバル時代に日本国を意識できるのは島国日本の生態系。

※極度の商業主義、乱獲と通年販売は、ウナギを絶滅危惧種に。

※食料自給率３年連続して 39％に止まる。農林水産省 2013.8. 8

※東京労釣連主催関東労釣会後援の水郷与田浦外来魚駆除活動・横浜労釣会ヤマベ釣りと丹沢湖・西湖ブルーギル駆除活動

さらには、放射能汚染問題はかつての公害問題を凌ぐ深刻な問題です。放射能汚染に因る釣り場破壊は三年半経っても変わらず、完全な除染は絶望的です。かつて公害問題で盛り上がった労釣運動でしたが、放射能禍への反応は鋭いとは言えません。

※福井地裁のよる大飯原発再稼働差し止め判決、人格権・基本的人権が企業利益に優先。2014.5. 21

※８．３０首都圏反原発連合「再稼働反対国会前大集会」を企画。

※2011 年３月の東日本大震災に伴う原発災害による放射能汚染＝釣り場破壊。内水面漁場の衰退に拍車・赤城大沼、榛名湖のワカサギ釣り、佐原漁協出荷停止。

そして地球温暖化による異常気象の増大があります。温暖化と原発は、便利さを優先してその原因を自らが作っているという後ろめたさが拭えません。“敵”は向うに居るのではなく、自分自身でもあり、これを超えるのは知識と実践です。

※今後異常気象は例年の 1.3～1.5 倍に増加する。（気象庁）

※国連の温暖化対策会議（6 月ドイツで開催）、2020 年以降の自主的削減目標を来年 3 月までに各国が示すかどうかに注目。この時のドイツの気温が 35 度！　この国の建物にはクーラーはない。

※年平均気温の上昇ペースを 100 年当りで見ると日本は 1.14 度と世界の 0.69 度より速い。「世紀末には平均気温は 3.5 度から 6.4 度上昇し、海面水位は 60 から 65 センチ上昇する」国立環境研究所

※南太平洋の諸島では、水没が現実となり島を上げて移住を決めた国があるとの報道。

そして、働く者の生活のゆとりです。時間的に自由な過ごし方のできる勤務の様態と、自然の中で過ごす経済的ゆとりが必要です。そしてもう一度日本の自然を見直し、新しい地域再生のための発想と取り組みへの協働が求められています。

※「世界の富の半分を最も豊かな 1%の人々が占有し、残りの 99 パーセントの人々には半分しか分配されていない」国政援助団体オックスファム（2014.1. 20 ダボス会議）

※「アベノミクス」政策の見極めと、安倍政権の目指す経済国家への危惧。

※藻谷浩介「里山資本主義―日本経済は「安心の原理」で動く」（角川 one テーマ 21）

※ＮＯＰ法人「原発ゼロ市民共同川崎発電所」2014 年 7 月 27 日設立

※小国川ダム建設と漁協組合長自殺問題→「小国川ダム建設反対」ネット署名

※津久井湖の自然を守る会と「道志川大ヤマベつり大会」・水郷佐原漁協と関東労釣協釣場清掃活動・遊漁料金徴収再開と真鮒養殖放流の取り組み

※釣場清掃活動と西湖漁協・丹沢湖「クリーンアップ行動」、道志川河原清掃活動に参加

最後に、労釣運動４０年と言いましたが、各地の労釣会は、衰退を食い止めることが出来ません。新しい展望として、我々は日本労釣・全国ネットワークを立ち上げました。既存の労釣会相互の交流、インターネットを活用した釣りと釣りに関わる情報交換により、各地の会を活気づける、そのためのシステムがこの日本労釣協です。設立８年になりますが、これが最も大変な課題であったことが分かって来ました。

※「労組や政党のように組織や方針の統一を重視せず、知識人の権威も認めない水平的な個人がネットワークを作って行くというやり方は、８０年代に脱原発ニューウエーブと呼ばれましたが、長くは続きませんでした」（小熊英二「社会を変えるには」講談社現代新書）

２０１１年３月１１日・「フクシマ」以降、状況は変わりました。高度な資本主義社会の中で「改革」が支持される土壌になってきています。これが日常的な感覚と結びついたら、広がりは大きくなります。社会の中でそのテーマが構造的にたまっている不満や感情の表現手段になっているときに、運動の高揚が生まれます。

※高橋源一郎「社会を変えるには」（講談社現代新書）

１９７０年代の公害問題へのつり運動がこれに当たるでしょう。高崎労釣会の個人会員拡大は、組織された釣りの会ではなく、自由なつり人のネットワークとして広がっているのではないでしょうか。

※この年の４月デモに集まった約一万五千人のうちかなりの部分は、デモに初めて参加する二十代から四十代の男女でした。（中略）全体に、デモに参加するだけの『自由』を得た層が拡大した」（小熊英二）

新しい機器・インターネットに習熟するには一定の時間と努力が必要ですし、Ｈ．Ｐを

中心とした全国的情報交流に加わるには、会員の釣り生活・釣り人生の再編が必要でした。
※「新しい機器が世界を変えるのではない、それを自分のものとした人間が変えるのだ」

斯く言う私自身は６５歳からパソコンを導入、９年になりますが、未だに習熟したとは言えません。しかし身の周りには上手に使いこなしている人はいるものです。分からないことは率直に訊ねる習慣が出来ました。これで分からないことが苦痛ではなくなり、釣り生活を変えました。

まず、Ｈ．Ｐを開くことから一日を始めます。皆に要求していて自分が実行していないことに気づいたのですから笑われそうですが、パソコンに自分の釣り生活を投影、自分を曝け出してみる実践を始めます。自分で開かなくては情報が届かないのがパソコンです。

ところが反応がありません。自分から始めることですから、反応を期待する気持はあっても、これに関わらずに毎日の習慣を自らに課します。釣り情報蘭「魚っち」と交流欄「どんどん交流」と同時に「電子会議室」も開きます。全国の幹事に対し、自分が必要と感じた問題を率直に書き込みます。呉労釣会の前川さんから反応があり、奈良労釣会から総会に向けた意見が届きました。東京の伊藤さんからは、必要に応じたＨ．Ｐの編集についての具体的作業が示されました。そして最も嬉しかったことは、ヒロシマ労釣会から「自衛艦と釣船衝突事故の公判を求める」署名の訴えがなされました。これこそ全国組織が力を発揮できる課題です。早速署名に取り組み始めています。その筆数を書き込むことが今私の日課になっています。

※活動報告「広島からの訴え」参照

「日本労釣は何もやっていない」という声が聞こえてきます。その通りです。では何故に全国的行動が出来ないのでしょうか？　一つは、「電子会議室」に問題を提起しても反応が無いことです。これでは執行しようがありません。
「横浜」の長曾幹事より「前総会で伊藤　亨さんの電子会議室活性化の方法を実践することです」との指摘が出されています。
※例えば「定例幹事会」の開催など。一定の期日に全国幹事の全てが「電子会議室」を覗き近況報告する。その際問題の提起があれば、必ず返答を返す。これを幹事長がまとめて決議として諮り、日本労釣として行動に移る、など。（第３回議案より）
実際にこれを行うには、全国幹事の意識と生活を変える必要があります、インターネットは、権力の資金もない“勤労者つり人”にとって願ってもない力なのです。本日の最大の課題です。

終わりに

終戦により日本は天皇主権帝国（大日本帝国）から、国民主権民主国家（日本国）に生まれ変わり、主権が交代したのですからこれは革命です。あれから６９年一向に我々が主権者なのだという感慨は希薄です。辺りは都市化により水辺は小奇麗にコンクリートに覆われ、つり人は水辺から引き離されています。自然の中で共存して生きたいと願う市民と共に、つり運動を起こさなくてはなりません、国民主権・民主国家なのですから。

主権者である我々の願いが、受け入れられていないと感じる人は多い、これをまとめて力にしていくための組織やネットワークが欲しいのです。一時期は労釣運動の高揚の中で

力を発揮してきましたが、現在つり運動は下り坂、組織的運動が機能不全に陥っているのかもしれません。新しいつり運動の形を私たちは日本労釣ネットワークに求めています。

民主的市民運動のアイテムとして、インターネットが普及しました。費用も少なく、空間的制限を越えて人々が手を繋ぐことができます。もう一度言います、それは私たちがこの機器を使いこなしてこそ実現するものです。

※協議体の民主的運営・H．Pの活用・電子会議室の日常的運営・幹事の活動

各地で起こっている反原発運動や自然保護運動、ダム建設反対運動、釣り場清掃活動、外来魚駆除活動など、私たちと願いを共にする人々との協働がテーマになっています。要求と実践、そして情報を交換し、みんなの力を集める工夫を重ね、新しいつり運動を切り開こうではありませんか。

※福島県川内川放射線量測定つり大会（渓流九条の会）→シンポジウムの開催

※反原発国会包囲行動に参加→川内原発再稼働への動きに（パブリックコメント）

※高崎反原発集会に日本労釣の幟を立てて参加→個人会員入会申し込みを

※横浜労釣会が東電横浜支店へ汚染水海洋放流に抗議

※熊本荒瀬ダム撤去完了！

以下に、課題を提案します。幹事を選出し二年間の実践の方針にしましょう。

２．活動方針

（１）水域や魚の放射能汚染をもたらす原発に反対する。

→「原発をなくす全国連絡会」

（２）釣場の破壊・釣場の消滅・生態系の改変をもたらす、ダム建設に反対する。

→小国川ダム建設反対署名

（３）日本の伝統的釣りを危うくする外来魚の不法放流に反対する。

→「ブラックバス防除市民ネットワーク」

（４）会運営上の問題について工夫の交流

（５）新しい協働による釣場保全を

（６）日本労釣協の日常的運営の改善

（７）個人会員の拡大に取り組もう。

３．新幹事推薦名簿

→前回の名簿をそのまま提案、一部変更も考慮しすべて承認されました。

→「横浜」三井・佐野両名は、会として検討しどちらか一名となります。

→「奈良」の窓口は当面寺畑副代表としますが、会として他の人へ変更の準備をしています。

→「上田」は、変更を検討中。当面の窓口は渡部副代表。

４．第１回幹事会→役員選出、係分担承認。

日本勤労者つりの会協議会・幹事名簿

２０１４年8月３１日

代表

長井　明　（高崎勤労者つり同好会・関東労釣協会長）k-nagai@mbm.nifty.com（長井一恵さんが窓口）

副代表

藤川澄人　（十勝勤労者つりの会）

永沢丈夫　（横浜勤労者つりの会会長）

秋山雄司　（浜松勤労者つりの会会長）akiyamay@cy.tnc.ne.jp

若光啓至　（広島勤労者つりの会事務局長）

仲西常雄　（つりクラブあかまち会長）n_tuneo2002@yahoo.co.jp

山田勝暉　（京都勤労者つりの会会長）yosi240444@gaia.eonet.ne.jp

松本　工　（東京労釣連事務局次長）

寺畑尚幸　（奈良勤労者つりクラブ会長）yos-tera@beige.plala.or.jp（奈良労釣会窓口）※

幹事

竹藤　敦　（東京労釣連事務局次長）a330722@ac.cyberhome.ne.jp

伊藤　亨　（東京労釣連副会長）urohaze@mba.ocn.ne.jp

入日千洋　（上田勤労者つりの会）mebyo1995@yahoo.co.jp

渡部昭和　（上田勤労者つりの会長）ja0gvl@festa.ocn.ne.jp※

細野　昭　（京都労釣会事務局長）kyoto_turikiti@ybb.ne.jp

向田清一　（ヒロシマ労釣会）　seiichim@ms11.megaegg.ne.jp

前川　拓　（呉労釣会事務局長）tak-8@m8.dion.ne.jp

中村伸幸　（十勝労釣会事務局長）cotton@topaz.plala.or.jp

佐野昭広　（横浜労釣会事務局長）sano-akihiro@mvj.biglobe.ne.jp※

三井靖弘　（横浜労釣会事務局次長）y-tyuuou@kanagawa-doken.or.jp※

長曾温士　（横浜労釣会事務局次長）n-atsushi@mub.biglobe.ne.jp

幹事長

畑野和博　（横浜勤労者つりの会副会長・関東労釣協幹事長）rokusui65@fork.ocn.ne.jp

相談役

竹藤陽之助　（東京労釣連相談役）

加藤恵　司　（東京労釣連名誉会長）tosi-73k@w7.dion.ne.jp

※は、検討中につき暫定。

※個人情報につき、取扱に注意。日本労釣第４回総会

日本勤労者つりの会協議会規約

第１章　名称

第１条　本会は、日本勤労者つりの会協議会（略称　日本労釣）といいます。

第２章　目的

第２条　趣意書の理念の実現に向け、日本におけるつり運動の自主的・民主的発展に尽くすことを目的とします。

第３章　事業

第３条　インターネットなどを活用し、各地の釣り環境の報告・活動の交流・釣り情報の交換・各地釣り環境の保護保全運動など、目的達成のための活動を行います。

第４章　組織

第４条　本会は団体及び個人加盟の会です。

第５条　団体は、本会の趣意書及び規約を認め、所定の様式を持って申し込み手続きを行い、幹事会の承認により加盟できます。

第６条　参加を希望する人は、要項に沿って登録することにより個人会員になることができます。

第５章　機関

第７条　本会の最高決議機関は総会です。総会は２年ごとに開催、幹事会が召集します。

第２項　総会の構成員は、協議会幹事・監査役・加盟団体・および個人会員です。

第３項　総会議案は、誰でも意見を述べることが出来ます。

第８条　総会に次ぐ決議機関は、幹事会です。その決議は全会一致とします。

第９条　本会の運営は、幹事会が行います。

第６章　役員

第１０条　本会に、代表・副代表・幹事長・幹事（事務局を含む）及び監査役を置きます。

第１１条　幹事は、各加盟団体が推薦し総会が承認します。また、希望する個人会員は立候補し総会の承認により幹事となることが出来ます。

役員は、幹事会で互選し総会の承認を受けます。

第１２条　監査役は、幹事会が推薦し、総会の承認を受けます。

第７章　財政

第１３条　本会の団体加盟費は１０００円。加盟団体年会費は、一口１０００円とします。個人会員は、入会時１０００円とし、以降会費の徴収は行いません。<u>団体加盟会が個人会員を増やした時、個人会員一人当たり３００円を除き当会に納入します。</u>

その他、寄付金および事業収入などによってまかなわれます。

第８章　付則

第１４条　この規約の改正は総会の議決によります。

第１５条　この規約は、２００８年８月２４日より発効します。

２０１０年８月２２日一部改正。２０１４年８月３１日一部改正。

日本勤労者つりの会趣意書

はじめに

日本の遊漁の歴史は、３００年を超えますが、誰もが自由につりを楽しむことができるようになったのは、第二次世界大戦後のことでした。日本国憲法制定と日本の民主的変革をめざす運動の高揚とその成果は、文化・スポーツ分野でも新しい発展を促しました。

産業･経済の復興と発展は、国民生活向上をもたらす一方、急激な高度成長を追求するあまり、「開発」の美名に隠れ、次々に自然破壊が強行され、日本は公害列島と化しました。

常に自然と向き合ってきたつり人たちは、こうした状況に危機感を覚え、つりを社会運動としてとらえる新しい理念に基づく勤労者のつりの会を立ち上げました。１９６８年東京と十勝で誕生した勤労者のつりの会は、全国各地に広がり、平和のもとでのつりの追求や、自然を守る運動など、さまざまな運動を展開してきました。

しかし、自然破壊の進行・労働条件の悪化・平和を脅かす動きなど、つり環境の悪化は深刻さを増しており、全国のつり愛好者を含む多くの人々の共同した運動が、今こそ求められています。

１．つりは国民の権利

つりの中心的な担い手である勤労者が、社会的束縛や制約から解放され、働く条件が改善されること、同時に、国や自治体の環境政策によって、身近で自然豊かな釣場が確保され、水環境が保護保全されることが、つりの発展にとっては必要不可欠です。

これらのことを実現し、つりを楽しむことは、人間としての成長をはかり、人間らしく生きるために伝統文化を享受することであり、憲法に保障された国民の権利です。

２．つりの多様な発展を

わが国の水環境は変化に富み、豊かな魚種を誇ってきました。ここに日本のつり発展の条件があり、多くの釣具、繊細な釣技を生み、魚食文化とあいまって、わが国独特のつり文化が形成されてきました。

つりに対する意識も、年齢・体力・経験・生活条件、またその土地の風土・伝統によってさまざまです。私たちは、日本の生態系の中で育まれてきた日本のつりを多様に発展させていくために努力していきます。

３．日本伝統のつりを将来まで

日本のつりは、季節や魚の習性や食味を考え、魚種に応じた釣期を設けるなど、自然との配慮ある付き合い方を慣習としてきました。しかし、ブラックバスやブルーギルといった外来魚の不法な拡散は、日本の生態系に撹乱と破壊をもたらしています。

私たちは、日本のつりの歴史の深さと自然との付き合い方を学習しつつ、時代に応じた

持続可能なつりとつり環境のあり方を考え、日本のつりとつり環境を次の世代に残す責任を果たさなくてはなりません。

４、スポーツマンシップを大切に

つりは、規則や規定がなくても、それ自体豊かな魅力を持っています。つりの本来の相手は、規則に縛られた人間ではなく、自然そのものです。つりは、未分化ながらも、人間の本性に近い稀に見るスポーツ性をもっています。

つりにおけるスポーツマンシップは、自然と魚に対しフェアプレイをもって臨むことであり、各自が自分の釣技を向上させ、そのつりの真髄を極めることは、スポーツマンとしての生きがいです。また、つり競技においては、競技者・スポーツマン同士の友情を基本とするスポーツマンシップが大切です。

５．自然との共生を

つりは、自然への一定の負荷を前提としています。

美しい水辺の景観は、つりの楽しさを増し、精神の安らぎをもたらします。自然から楽しみを享受している者は、自然を壊してはならず、水を汚さず、水辺をきれいに保つことを義務としなくてはなりません。

釣った魚を食べるという魚食文化は、日本のつりの伝統のひとつです。これはつりが、水中の富栄養分を除去することを意味しており、養殖魚の必要以上の放流や、むやみなキャッチ＆リリースはかえって水質の悪化を招きかねません。つりと水質との相関関係への着目は、つり人もまた、自然の一部・生態系の一部分であることに気付く契機となるでしょう。私たちは、自然との共生を心がけたつりを追求していきます。

６．自然を守るために

わが国の自然は、大規模に改変され、その破壊は人々の健康や生活、精神をも脅かすに至っています。つり場・水環境の衰退も甚だしく、日本伝統のつり物がいくつも失われていきました。

自然の外観にとどまらず、生態系という環境内部の破壊も深刻です。日本の生物進化の過程で未だ出会ったことのない外来生物の侵入は、日本の水生生物に予想を超えた被害をもたらしていいます。

一旦破壊された自然を再生することは至難なことであり、これ以上の環境破壊は許してはなりません。残された自然を保全し、環境再生の運動を進めるため、私たちは、つり人・つりの会・環境保護団体・農林漁業者を含む多くの人々と手を携えなくてはなりません。

２００８年８月２４日　　日本勤労者つりの会協議会